

# 資料編

## 環境基準等

### 1 大気汚染

資料 1-1

物 質	環 境 基 準 等
二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下
二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下
一酸化炭素 (CO)	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下
光化学オキシダント (O <sub>3</sub> )	1 時間値が 0.06ppm 以下
浮遊粒子状物質 (SPM)	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> 以下、かつ、1 時間値が 0.20mg/m <sup>3</sup> 以下
微小粒子状物質 (PM <sub>2.5</sub> )	1 年平均値が 15μg/m <sup>3</sup> 以下、かつ、1 日平均値が 35μg/m <sup>3</sup> 以下
ベンゼン	1 年平均値が 0.003mg/m <sup>3</sup> 以下
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.13mg/m <sup>3</sup> 以下
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m <sup>3</sup> 以下
ダイオキシン類	1 年平均値が 0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15mg/m <sup>3</sup> 以下

(注) この環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していかない地域又は場所については、適用しない。

### 2 水質汚濁

#### (1) 人の健康の保護に関する環境基準 (健康項目)

資料 2-1

項 目	基 準 値	項 目	基 準 値
カドミウム	0.003 mg/L 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
鉛	0.01 mg/L 以下	トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.05 mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
ヒ素	0.01 mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下	チウラム	0.006 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003 mg/L 以下
PCB	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	ベンゼン	0.01 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	セレン	0.01 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	ふっ素	0.8 mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	ほう素	1 mg/L 以下
		1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下

(注1) 基準値は、年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

(注2) 「検出されないこと」とは、規定の測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

(注3) 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

(注4) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

## (2) 生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）

## ア 河川

## ① 全亜鉛，ノニルフェノール以外の項目

資料 2-2

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値					備考
		水素イ 濃度 (pH)	生物化学 的酸素要 求量(BOD)	浮遊 物質 量(SS)	溶存 酸素量 (DO)	大腸菌 群数	
AA	水道1級・自然 環境保全及びA 以下の欄に掲げ るもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	50 MPN /100m l 以下	自然環境保全：自然探勝等の環境保全 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操 作を行うもの 水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄 水操作を行うもの 水道3級：前処理等を伴う高度の浄水 操作を行うもの 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性 水域の水産生物用等 水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐 水性水域の水産生物用等 水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水 性水域の水産生物用 工業用水1級：沈殿等による通常の浄 水操作を行うもの 工業用水2級：薬品注入等による高度 の浄水操作を行うもの 工業用水3級：特殊な浄水操作を行う もの 環境保全：国民の日常生活において 不快感を生じない限度
A	水道2級・水産 1級・水浴及び B以下の欄に掲 げるもの	6.5以上 8.5以下	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	1,000 MPN /100m l 以下	
B	水道3級・水産 2級及びC以下 の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	5,000 MPN /100m l 以下	
C	水産3級・工業 用水1級及びD 以下の欄に掲げ るもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—	
D	工業用水2級・ 農業用水及びE の欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8 mg/L 以下	100 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—	
E	工業用水3級・ 環境保全	6.0以上 8.5以下	10 mg/L 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと	2 mg/L 以上	—	

## ② 全亜鉛，ノニルフェノール，直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩の項目

資料 2-3

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの 餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場 (繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生 物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場 (繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下

備考 基準値は年間平均値とする。

イ 湖沼

① 全窒素、全リン以外の項目

資料 2-4

項目 類型	利用目的の 適応性	基 準 値					備 考
		水素イ 濃 度 (pH)	化学的酸 素要求量 (COD)	浮 遊 物質量 (SS)	溶 存 酸素量 (DO)	大腸菌 群 数	
AA	水道 1 級・水産 1 級・自然環境 保全及びA以下 の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/L 以下	1 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	50 MPN /100m l 以下	自然環境保全：自然探勝等の環境保全 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作 を行うもの 水道 2, 3 級：沈殿ろ過等による通常の浄 水操作、又は、前処理等を伴 う高度の浄水操作を行うもの 水産 1 級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域 の水産生物用等 水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養 湖型の水域の水産生物用等 水産 3 級：コイ、フナ等富栄養湖型の水 域の水産生物用 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水 操作を行うもの 工業用水 2 級：薬品注入等による高度の 浄水操作、又は、特殊な 浄水操作を行うもの 環境保全：国民の日常生活において不快 感を生じない 限度
A	水道 2, 3 級・ 水産 2 級・水浴 及びB以下の欄 に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	1,000 MPN /100m l 以下	
B	水産 3 級・工業 用水 1 級・農業 用水及びCの欄 に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L 以下	15 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—	
C	工業用水 2 級・ 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/L 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと	2 mg/L 以上	—	

(注) 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

② 全窒素、全リンの項目

資料 2-5

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値		備 考
		全窒素	全リン	
I	自然環境保全及びII以 下の欄に掲げるもの	0.1 mg/L 以下	0.005 mg/L 以下	自然環境保全：自然探勝等の環境保全 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの 水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの 水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの (「特殊なもの」とは臭気物質の除去が可能な 特殊な浄水操作を行うものをいう。) 水産 1 種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用等 水産 2 種：ワカサギ等の水産生物用等 水産 3 種：コイ、フナ等の水産生物用 環境保全：国民の日常生活において不快感を生じない 限度
II	水道 1, 2, 3 級 (特殊 なものを除く。)・水 産 1 種・水浴及びIII以 下の欄に掲げるもの	0.2 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下	
III	水道 3 級 (特殊なも の) 及びIV以下の欄に 掲げるもの	0.4 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下	
IV	水産 2 種及びVの欄に 掲げるもの	0.6 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下	
V	水産 3 種・工業用水・ 農業用水・環境保全	1 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下	

(注) 基準値は、年間平均値とし、農業用水については、全リンの項目の基準値は適用しない。

## ③全亜鉛，ノニルフェノール，直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩の項目

資料 2-6

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩
生物A	イワナ，サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち，生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物B	コイ，フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特B	生物Bの水域のうち，生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

備考 基準値は年間平均値とする。

## (3) 地下水の水質汚濁に係る環境基準

資料 2-7

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
鉛	0.01 mg/L 以下	トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.05 mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
ヒ素	0.01 mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下	チウラム	0.006 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	シマジン	0.003 mg/L 以下
PCB	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	ベンゼン	0.01 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	セレン	0.01 mg/L 以下
塩化ビニルモノマー	0.002 mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	ふっ素	0.8 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	ほう素	1 mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下

(注1) 基準値は，年間平均値とする。ただし，全シアンに係る基準値については，最高値とする。

(注2) 「検出されないこと」とは，規定の測定方法により測定した場合において，その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

(注3) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は，規格 43.2.1，43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

### 3 騒音

#### (1) 騒音環境基準

資料 3-1

	地域類型		環境基準値	
	当てはめる地域	地域の区分	昼間（午前6時から午後10時）	夜間（午後10時から翌日の午前6時）
AA	特に静穏を要する地域		50 デシベル以下	40 デシベル以下
A	専ら住居の用に供される地域 第一種低層住居専用地域	一般の地域	55 デシベル以下	45 デシベル以下
	第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B	主として住居の用に供される地域	一般の地域	55 デシベル以下	45 デシベル以下
	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	2車線以上の車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下
C	相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域	一般の地域	60 デシベル以下	50 デシベル以下
	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下
特例	幹線交通を担う道路に近接する空間 高速自動車国道 一般国道 県道 4車線以上の市町村道 自動車専用道路	2車線以下の道路の端から15m  2車線を超える道路の端から20m	70 デシベル以下  備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45 デシベル以下、夜間にあっては40 デシベル以下）によることができる。	65 デシベル以下

(注1) 一般の騒音に適用されるもので航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しない。

(注2) 「車線」とは、1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

## (2) 自動車騒音の限度（要請基準）

市町村長は、自動車騒音が次表の基準を超えていることにより道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、都道府県公安委員会に対し道路交通法の規定による措置をとるよう要請できる。

資料3-2

	区域の区分		基準値	
	当てはめる地域	車線	昼間（午前6時から午後10時）	夜間（午後10時から翌日の午前6時）
第Ⅰ種区域	専ら住居の用に供される地域 第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域	1車線	65 デシベル以下	55 デシベル以下
	第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	2車線以上	70 デシベル以下	65 デシベル以下
第Ⅱ種区域	主として住居の用に供される地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	1車線	65 デシベル以下	55 デシベル以下
		2車線以上	75 デシベル以下	70 デシベル以下
第Ⅲ種区域	相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	車線を有する道路	75 デシベル以下	70 デシベル以下
特例	幹線交通を担う道路に近接する空間 高速自動車国道 一般国道 県道 4車線以上の市町村道 自動車専用道路	2車線以下の道路の端から15m  2車線を超える道路の端から20m	75 デシベル以下	70 デシベル以下

備考  
個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあつては45デシベル以下、夜間にあつては40デシベル以下）によることができる。

(3) 新幹線鉄道騒音環境基準

資料3-3

環境基準		地域の類型を当てはめる地域
地域の類型	基準値	
I	70 デシベル以下	沿線区域のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域
II	75 デシベル以下	沿線区域のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域並びに同法の規定による用途地域の定めのない地域であって住居等が存在する地域

(注1) 「沿線区域」とは、別に定められた東北新幹線に係る工事実施計画による東京起点から軌道中心線に沿って八戸側に500mごとに軌道中心線から300mの線に囲まれた区域で岩手県内にあるものをいう。

(注2) 「住居等」とは、人が居住して日常生活に用いる家屋等の場所をいう。

(注3) 沿線区域のうち、トンネルの出入口から中央部方向へ150m以上奥の地域及び河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項に定める河川区域は、当てはまる地域から除く。

4 道路交通振動の限度（要請基準）

市町村長は、道路交通振動が次表の基準を超えていることにより道路周辺的生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、道路管理者に道路の舗装、維持、修繕を都道府県公安委員会に道路交通法の規定による措置をとるよう要請できる。

資料4-1

	区域の区分	基準値	
	当てはめる地域	昼間（午前7時から午後10時）	夜間（午後10時から翌日の午前7時）
第1種区域	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下
第2種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	70 デシベル以下	65 デシベル以下



## 5 悪臭規制物質と規制基準

悪臭とは、人に不快感や嫌悪感を与えるにのこいで、次のとおり悪臭規制物質と規制基準が定められ、その発生源については資料5-1のようなものが考えられる。

資料5-1

悪臭物質	においの性質	規制基準(ppm)		主要発生源事業場
		規制区域の内 工業及び工 業専用地域	規制区域の内 左記以外の 地域	
アンモニア	「し尿」のようなにおい	2	1	畜産農業、鶏糞乾燥場、複合肥料製造業、でん粉製造業、化製場、魚腸骨処理場、フェザー処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等
メチルメルカプタン	腐った「たまねぎ」のようなにおい	0.004	0.002	クラフトパルプ製造業、化製場、魚腸骨処理場、ごみ処理場、下水処理場、し尿処理場等
硫化水素	腐った「卵」のようなにおい	0.06	0.02	畜産農場、クラフトパルプ製造業、でん粉製造業、セロファン製造業、ビスコースレーヨン製造業、化製場、魚腸骨処理場、フェザー処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等
硫化メチル	腐った「キャベツ」のようなにおい	0.05	0.01	クラフトパルプ製造工場、化製場、魚腸骨処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等
二硫化メチル		0.03	0.009	クラフトパルプ製造業、化製場、魚腸骨処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等
トリメチルアミン	腐った「魚」のようなにおい	0.02	0.005	畜産農業、複合肥料製造業、化製場、魚腸骨処理場、水産かん詰製造業等
アセトアルデヒド	「青くさい」刺激臭	0.1	0.05	アセトアルデヒド製造工場、酢酸製造工場、酢酸ビニル製造工場、クロロプレン製造工場、たばこ製造工場、複合肥料製造工場、魚腸骨処理工場等
プロピオンアルデヒド	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい	0.1	0.05	塗装工場、その他の金属製品製造工場、自動車修理工場、印刷工場、魚腸骨処理場、油脂系食料品製造工場、輸送用機械器具製造工場等
ノルマルブチルアルデヒド		0.03	0.009	
イソブチルアルデヒド		0.07	0.02	
ノルマルバレールアルデヒド	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい	0.02	0.009	
イソバレールアルデヒド		0.006	0.003	
イソブタノール	刺激的な発酵したにおい	4	0.9	塗装工場、その他の金属製品製造工場、自動車修理工場、木工工場、繊維工場、その他の機械製造工場、印刷工場、輸送用機械器具製造工場、鋳物工場等
酢酸エチル	刺激的なシンナーのようなにおい	7	3	
メチルイソブチルケトン		3	1	
トルエン	ガソリンのようなにおい	30	10	
キシレン	ガソリンのようなにおい	0.8	0.4	
ノルマル酪酸	「汗くさい」におい	0.002	0.001	畜産事業場、化製場、魚腸骨処理場、鶏糞乾燥場、畜産食料品製造工場、でん粉製造工場、し尿処理場、廃棄物処分場等
ノルマル吉草酸	むれた「くつ下」のにおい	0.002	0.0009	
イソ吉草酸		0.004	0.001	
プロピオン酸	「すっぱい」ような刺激臭	0.07	0.03	脂肪酸製造工場、染色工場、畜産事業場、化製場、でん粉製造工場等

(注) 本市の場合、「規制区域」とは都市計画法の市街化区域と同じ区域。

## 用語の解説

本書に記載された主な専門用語について、五十音順にまとめました。（〔 〕内は初出ページ）

### ア

#### アスベスト [P17]

石綿。熱に強いこと、電気を通しにくいことから建築資材として使用されたが、吸引すると肺疾患を引き起こしたり肺がんの原因となることから、昭和 55 年以降建築材として使用されていない。

#### ESD [P86]

Education for Sustainable Development の略称。日本が国連に提案し、採択された取組。社会的課題を考え、解決していくために学び、行動を起こしていく取組をいう。ESDにおける「開発」は、いわゆる土木工事などの開発をさすものではない。ESDは、国によって取組に違いがあり、先進国では、環境、ジェンダー、国際理解が中心であるが、途上国では貧困、エイズ、紛争などが重要な課題として取り組まれている。

#### 硫黄酸化物 (SO<sub>x</sub>) [P18]

二酸化硫黄（亜硫酸ガス、SO<sub>2</sub>）や三酸化硫黄（無水硫酸、SO<sub>3</sub>）の総称である。石炭や石油などの硫黄を含むものが燃焼したときに発生する。大気汚染物質として古くから知られ、主に火力発電所、重油燃焼ボイラー、製油所等の固定発生源から排出される。SO<sub>2</sub>は無色で刺激臭があり、水に溶けやすいので、吸収すると鼻粘膜や気管支などの上気道を刺激する。長期間吸入すると、慢性気管支炎やぜん息の原因となる。また、酸性雨の主成分でもある。

#### エコドライブ [P31]

自動車などを利用する際に、運転技術など誰でも実行できる手段で燃費を向上させようとする燃費向上施策であり、環境省では、「ふんわりアクセル」「加減速の少ない運転」「早めのアクセルオフ」など「エコドライブ 10 のすすめ」として普及・推進している。

#### エコマーク [P70]

資源を再利用したり、環境汚染を抑える工夫をするなどの環境への負荷の少ない、あるいは環境の改善に役立つ商品を示すマーク。環境省の指導のもとに(財)日本環境協会が認定事業を実施している。

#### SDGs (持続可能な開発目標) [P3]

2015 年 9 月の国連総会で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に示された、誰一人取り残さない持続可能な開発のための 17 の国際目標のこと。17 の目標の下に 169 のターゲットが決められており、2016 年 1 月に発効し 2030 年を年限としている。

#### ng-TEQ/Nm<sup>3</sup> [P73]

P130 「pg-TEQ/m<sup>3</sup> [P17], pg-TEQ/L [P21], ng-TEQ/N m<sup>3</sup> [P73]」の項参照

#### NPO [P84]

Non-profit organization の略称。民間非営利団体。

#### オゾン (O<sub>3</sub>) [P15]

強力な酸化力をもつ酸素の同素体であり、大気中には普通 0.01~0.04ppm しか含まれていない。オゾン濃度が高くなると非常に危険であり、0.15ppm を超えるとのどが刺激される。

#### オゾン層 [P68]

地上 10~50 km に存在する比較的オゾン濃度の高い大気層。皮膚がんの原因となる有害紫外線を吸収し、地表に到達するのを防いでいるが、フロンなどによるオゾン濃度の減少が問題となっている。

#### 温室効果ガス [P5]

太陽から地表に入射する紫外線や可視光線を通しやすく、地表から放射される赤外線を通しにくいという性質を持ち、大気下層・地表付近の温度を高く保つ現象を起こすガスの総称。「地球温暖化対策の推進に関する法律」において、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボンのうち政令で定めるもの、パーフルオロカーボンのうち政令で定めるもの、六ふっ化硫黄が温室効果ガスとされている。

### カ

#### 夏緑落葉広葉樹林帯 [P40]

寒冷期 (冬季) に落葉する広葉樹を主とする森林帯で、低温帯で十分な降水量がある地域に成立する。

#### 環境基準 [P5]

「環境基本法」で、「大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」であると定められている。これは、行政上の目標として定められているものであり、公害発生源を直接規制するための基準（いわゆる規制基準）とは異なる。

#### 環境保護地区 [P41]

「盛岡市自然環境及び歴史的環境保全条例」に基づき指定する、住民の保健及び休養のため又は都市景観上保護することが必要な緑地。

#### 環境マネジメントシステム [P86]

事業者が自主的に環境保全に関する方針を定め、それを構成員に周知徹底するとともに、その方針に沿った目標を立て、目標達成のための計画を作成し、その実行のための体制などを整備し、さらに取組の実行状況を監査して見直しを行うもので、この繰り返しによって取組を推進していくとするもの。

**環境緑化地区** [P41]

「盛岡市自然環境及び歴史的環境保全条例」に基づき指定する、道路の沿線又は緑地が少ない地域のうち積極的に修景緑化を図ることが必要な地区。

**近接空間** [P24]

道路の車線数の区分に応じ、道路端から以下に示す距離の範囲をいう。

- ① 2車線以下の車線を有する道路：15m
- ② 2車線を超える車線を有する道路：20m

**グリーンプロット** [P50]

民有地などを活用した街角の小緑地。

**グリーンマーク** [P70]

古紙を利用した再生品につけられるマーク。

**景観計画** [P56]

景観法第8条に定める良好な景観の形成に関する計画であり、景観計画の区域、良好な景観の形成に関する方針、良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項、景観重要建造物および景観重要樹木の指定の方針等を定めるもの。

**景観地区** [P56]

「景観法」に基づき、市街地の良好な景観の形成を図るため、建築物の形態意匠の制限、高さの最高限度等に係る事項を定めた都市計画の地域地区となる制度。

**光化学オキシダント** [P13]

窒素酸化物や炭化水素などが大気中で太陽の紫外線により光化学反応し、発生する酸化力の強いガス状物質の総称。

**高効率照明器具** [P63]

高効率照明器具とは、光源、点灯装置、器具本体それぞれの効率を高めた器具を指し、具体的には、高効率蛍光灯、高効率LED照明、有機ELなどの普及が期待されている。

**国土利用計画盛岡市計画** [P56]

市域全体の総合的な土地利用の推進を目的とした計画。農用地や森林など「利用区分ごとの市土利用の基本方向」や地域を土地利用特性に応じて都市ゾーン、田園居住ゾーン、自然保全ゾーンの3つのゾーンに区域に区分した「地域類型別の市土利用の基本方向」などを定めている。

**子どもエコクラブ** [P75]

子ども達が主体的に行う環境学習や環境の保全活動を支援することを目的とした環境省の事業に登録した、地域において環境に関する取組を行う数人から20人程度の小・中学生のグループ。

**サ****再生可能エネルギー** [P4]

再生可能エネルギーとは、太陽光発電、風力発電、廃棄物燃料製造、廃棄物発電、廃棄物熱利用、温度差熱利用、太陽熱利用、バイオマス発電、バイオマス熱利用、バイオマス燃料製造、雪氷熱利用、などの新エネルギーに水力発電、地熱発電、波力発電、海洋温度差熱発電を加えたエネルギーをいう。

**COD（化学的酸素要求量）** [P20]

海中や湖沼の有機物による汚濁の程度を示すもので、水の中に含まれている有機物質が酸化剤によって酸化されるときに消費される酸素の量をいう。数値が高いほど有機物の量が多く汚れが大きいことを示している。

**森林公園** [P49]

森林に対する市民の多様なニーズに応えるため、森林林業施設や森林レクリエーション施設などを保健休養の場として活用し、森林林業に対する理解を深め、林業者の所得向上など、林業振興に資するため設置する公園。

**ゾーンバスシステム** [P30]

一定の広さを持った地区内を循環しながら利用者を集め、鉄道駅やバスターミナルなどにおいて基幹路線への乗換えを図るバス運行形態。

**タ****大腸菌群数** [P18]

水の汚濁、特に人畜の排せつ物などによる汚れを知る尺度。

**第二の森** [P69]

一般的な森林を「第一の森」とすると「第一の森」から生産される木材を利用して建築された木造建築物が集合している状態を森に例えて「第二の森」と表現しているもの。樹木は、大気中の二酸化炭素を吸収して炭素を幹や枝などに蓄えることで二酸化炭素を固定しており、「第二の森」は樹木が吸収した二酸化炭素を長期間にわたって街に固定しておくことが可能である。

**多自然型工法** [P45]

河川改修などに当たって、生物の良好な生息・生育環境に配慮し、併せて人間にとっても親しめる自然環境を保全・創造する工法。

**地区計画** [P56]

「都市計画法」に基づき、建築物の形態や道路などの公共施設の配置などからみて一体的な区域において、その特性にふさわしい良好な環境を整備し保全するための計画。

**窒素酸化物（NO<sub>x</sub>）** [P13]

一酸化窒素（NO）や二酸化窒素（NO<sub>2</sub>）の総称である。物が高温で燃焼する際に、空気中の窒素が酸化されて発生する。大気汚染物質としてのNO<sub>x</sub>は、固定発生源よりも自動車等の移動発生源から排出される量が多い。排ガス規制が実施されているにもかかわらず、自動車台数が増加しているため大気中のNO<sub>x</sub>濃度は改善されていない。NO<sub>x</sub>は刺激臭があり水に溶けにくいので、吸引すると肺の深部まで到達して慢性気管支炎や肺気腫の原因となる。また、炭化水素と太陽の紫外線の共存下で光化学オキシダントを生成する。

**長伐期施業** [P42]

更新から主伐までの期間（伐期）の長い森林施業のことから、日本では60年以上の場合を長伐期と呼ぶことが多い。長伐期施業は、高質の木材を収穫しやすく、また森林生態

系を長く保持するため、生物多様性や表土保全などの面でも優れた手法である。

#### 低公害車 [P31]

環境省では、電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車の4種類としている。

#### デポジット制 [P69]

飲料容器の回収方法の一つ。飲料を売るときに預かり金を上乗せし、容器を返すときに戻す制度。

#### テレメータシステム [P33]

各測定局の毎時の測定値が即時に中央監視局に送信される設備。

#### 特定植物群落 [P40]

環境省「自然環境保全基礎調査」による学術上重要な植物群落又は個体群。

#### トランジットモール [P31]

商店街への自動車の乗り入れを制限し、歩行者専用空間としたショッピングモールなどに、バスやタクシーなどの公共交通だけを通行可能とした空間。

## ナ

#### 75%値 [P19]

水質汚濁に係る環境基準の適否の評価方法。調査期間内の日間平均値の全データをその値の小さなものから順に並び、 $0.75 \times n$ 番目（ $n$ は日間平均値のデータ数）のデータをもって75%値とする。BOD又はCODで、この値で環境基準の適否を判定する。

#### 農村公園 [P49]

農村地域に憩いの場を確保し、地域住民の交流の促進を図るための公園。

## ハ

#### ばい煙 [P34]

「大気汚染防止法」などにおいて、次のとおり定められている。

- ①燃料その他の物の燃焼に伴い発生する硫黄酸化物
- ②燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん
- ③物の燃焼、合成、分解その他の処理に伴い発生する物のうち、カドミウム及びその化合物、塩素及び塩化水素、フッ素、フッ化水素及びフッ化ケイ素、鉛及びその化合物並びに窒素酸化物（これらを総合して有害物質という。）

#### 廃棄物 [P4]

占有者が自ら使用し、又は他人に有償で売却することができないため不要になった物をいい、気体状の物及び放射性廃棄物を除く固形状から液体に至るすべてのものが含まれ、さらに、その排出状況などから産業廃棄物と一般廃棄物に分けられる。

産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類など

の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で定められたものをいう。一般廃棄物とは、産業廃棄物以外のすべての廃棄物をいい、日常生活に伴って生じるごみ、粗大ごみ、し尿などのほか、事業活動に伴い生じる紙くず、木くずなどの廃棄物のうち、産業廃棄物に含まれないものをいう。

#### BOD（生物化学的酸素要求量） [P18]

有機物による河川水などの汚濁の程度を示すもので、水の中に含まれている有機物質が一定条件のもとで微生物によって酸化分解されるときに消費される酸素の量。この数値が高いほど有機物の量が多く、汚れが大きいことを示す。

#### 光害（ひかりがい、こうがい） [P36]

主に、人工照明の設置方法や配光が不適切なことや、景観や周辺環境への配慮が不十分なこと等により起こる、光による影響のこと。動植物の睡眠障害や、交通・防犯面での死角の発生、星空が明るくなることで天体観測・研究教育活動が妨げられるなど、その影響は多岐にわたる。

#### 非近接空間 [P24]

50mの評価範囲のうち近接空間以外の場所。

#### pg-TEQ/m<sup>3</sup> [P17], pg-TEQ/L [P21], ng-TEQ/N m<sup>3</sup> [P73]

pg-TEQ/m<sup>3</sup>とは、環境大気中のダイオキシン類の濃度を表す単位で、pg-TEQ/Lとは水1リットル中のダイオキシン類の濃度を表す単位。pg（ピコg）=1兆分の1。

ng-TEQ/N m<sup>3</sup>とは、排出ガス中のダイオキシン類の濃度を表す単位で、標準状態（0℃、1気圧）における濃度を表す。1ng（ナノg）=10億分の1。

TEQとは、毒性等価換算濃度をいう。ダイオキシン類の濃度は、測定により得られるダイオキシン類の各異性体の濃度値に国際毒性等価係数を乗じて、毒性等価換算濃度により表す。

#### ppm [P14]

微量の割合を表す単位である。1ppm=100万分の1=0.0001%、1ppb=10億分の1=0.001ppm。気体状態の大気汚染物質濃度を示す場合、1m<sup>3</sup>の大気中に1cmの汚染物質が含まれているとき、1ppmと表示する。

#### 微小粒子状物質（PM2.5） [P13]

空气中を浮遊する粒子状物質のうち、粒径が2.5μm（1μmは1mの100万分の1）以下の小さな粒子をいい、浮遊粒子状物質（SPM）に比べて肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系への影響に加え、循環器系への影響が懸念されている。物の燃焼などによって直接排出されるものと、大気中での化学反応により生成されたものがある。工場・事業場における事業活動のほか、一般家庭における調理や暖房、土壌や火山といった自然由来のものなど、発生源は多岐にわたる。

#### 風致地区 [P52]

「都市計画法」に基づき定めることができる地域地区のうち、都市の風致を維持することを目的として定める地区。

**複層林施業** [P42]

垂直方向に階層の異なった樹冠を有する森林のことを複層林といい、複数の層が同時に存在する利点を生かして森林を管理する施業のことを複層林施業という。具体的には、すべての樹木を伐採して林地を裸地化して森林を管理する皆伐施業とは対照的に、層ごとに多段階に分けて伐採し管理を行う方法のことをいう。

**浮遊粒子状物質（SPM）** [P13]

空气中を浮遊する粒子状物質のうち、粒径が  $10\mu\text{m}$ （ $1\mu\text{m}$  は  $1\text{m}$  の 100 万分の 1）以下の小さな粒子をいい、これを吸い込むと肺の奥深くまで達し、呼吸器系の疾患を起こすとされている。自動車の排出ガス、道路からのほこりの巻き上げ、工場の煙や自然現象である黄砂などに含まれている。

**フロン** [P68]

塩化フッ化炭素（クロロフルオロカーボン類）の日本での通称。CFC やフレオンともいい、20 種類ほどある。非常に安定した物質でほとんど無害なため、クーラーやスプレー、半導体の洗浄用などに使われたが、使用后大気中に放出されるとオゾン層の破壊を引き起こすとして、1987 年のモントリオール議定書により生産・消費量の規制と段階的削減が決定した。さらに、1990 年の同議定書の改定により、特定フロン 5 種の 2000 年全廃が決まった。1992 年には、1996 年までの規制の前倒しと代替フロンなどの規制の追加が決定された。1995 年、1997 年、1999 年には、規制の前倒しが決定された。

**プレーロット** [P84]

団地などの一角に設けられる、子どもを対象とした小さな遊び場。

**pH（ピーエイチ、ペーハー、水素イオン濃度指数）** [P18]

酸性、アルカリ性を示す指標で、中性は pH7、酸性になると 7 よりも小さく、アルカリ性になると 7 よりも大きくなる。

**マ****面的評価** [P23]

路線ごとに評価区間を設定し、道路沿道から 50m の幅の範囲の全ての住居等について、住宅の密集度・構造等を配慮して各戸の騒音レベルを推計し、環境基準を達成する戸数とその割合を把握する評価方法。

**もりおか交通戦略** [P30]

市総合交通計画の方針を受け、これまで取り組んできた将来道路網計画や公共交通施策からの課題を背景としながら、概ね 10 年後を目標とする、公共交通や自転車の利用促進及び中心市街地の活性化を支えるために重点的に取り組む交通施策の立案などを策定の目的とする計画。

**盛岡市緑の基本計画** [P45]

平成 13 年度に策定された都市公園の整備や民間施設な

どを対象とする都市緑化の推進、緑化活動への市民参加の促進などを含んだ緑に関する基本的な方針を定める計画。

**盛岡市木材利用推進方針** [P69]

市産材の利用を図り、林業・木材産業の活性化と森林の公益的機能の維持増進や市民の市産材の利用を推進していくことを目的として策定した方針。

**ヤ****有害大気汚染物質** [P13]

継続的に摂取された場合に人の健康を損なうおそれがある物質をいう。中央環境審議会では、有害大気汚染物質に該当する可能性のある物質を幅広く選定したリスト（248 物質）の中から、人の健康リスクがある程度高いと考えられる 23 物質を「優先取組物質」として選定している。

**ユニバーサルデザイン** [P30]

障害者のため、高齢者のためという特別なデザインではなく、すべての人が使いやすく利用されやすい差別のないデザイン。

**要請限度** [P23]

自動車などから発生する騒音や振動がこの限度を超えて発生した場合には、人の健康や生活環境が著しく害されるおそれがあるため、公安委員会に「道路交通法」の規定による車両の通行の制限について要請することができる。また、道路管理者又は関係行政機関に道路構造の改善などについて意見を述べることができると定められている。

**ラ****リターナブルびん** [P70]

牛乳びんやビールびんなどのように、飲み終わったら販売店に返し、洗浄して繰り返し使われるガラス容器。

**緑地協定** [P52]

「都市緑地保全法」に基づき市街地の良好な環境を確保するために、まとまった区域の土地所有者などが締結することができる当該区域の緑地の保全又は緑化に関する協定。

**レッドデータブック** [P47]

絶滅のおそれのある野生生物をリストアップし、その生息・生育状況をまとめたもので、危機を表す赤色の表紙からこう呼ばれている。絶滅の危険度により、絶滅危惧Ⅰ類、絶滅危惧Ⅱ類、準絶滅危惧などに分けて設定している。

環境関連行政のあゆみ

年月	盛岡市	国・岩手県
昭和29年 4月		○清掃法公布
10月	○清掃条例制定	
昭和31年 4月		○都市公園法公布
昭和33年 4月		○下水道法公布
昭和42年 8月		○公害対策基本法公布
昭和43年 6月		○大気汚染防止法公布
		○騒音規制法公布
10月	○あすを築く盛岡市民運動実践協議会設立	
昭和45年 7月	○盛岡地区衛生処理組合発足	
12月		○水質汚濁防止法公布
		○廃棄物の処理及び清掃に関する法律公布
昭和46年 6月		○悪臭防止法公布
9月	○盛岡市環境デザイン委員会設置 ○県内都市公害防止対策連絡協議会設置	
10月		○県公害防止条例公布
12月	○自然環境保全条例公布	
昭和47年 4月	○廃棄物処理等手数料条例施行（清掃条例廃止） ○自然環境審議会設置	
6月		○自然環境保全法公布
10月	○自然環境保全基本計画策定	
昭和49年 4月	○盛岡市グリーンバンク設立	
昭和51年 3月	○自然環境及び歴史的環境保全条例公布（自然環境保全条例を改正） ○自然環境等保全審議会設置（自然環境審議会を改組）	
6月		○振動規制法公布
昭和54年 6月		○エネルギーの使用の合理化に関する法律公布
昭和58年 5月		○浄化槽法公布
昭和59年	○都市景観建築賞（現在の「都市景観賞」）を制定	
昭和60年 3月	○アメニティタウン計画策定	
昭和61年 1月	○アメニティタウン市民懇話会設置	
昭和63年 5月		○特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律公布
平成 2年 2月	○盛岡市一般廃棄物処理基本計画策定	
6月		○スパイクタイヤ粉塵の発生の防止に関する法律公布
平成 3年 3月	○ごみ減量推進基金条例公布	
4月		○再生資源の利用の促進に関する法律公布
12月	○ごみ減量資源再利用推進会議設置	
平成 4年 4月	○都南村と合併	

年月	盛岡市	国・岩手県
平成 4年 6月		○絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律公布
10月		○岩手の景観保全と創造に関する条例交付
平成 5年11月		○環境基本法公布
平成 6年 3月	○ごみ減量化行動計画策定	
9月	○廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例公布	
12月		○国「環境基本計画」策定
平成 7年 4月	○大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の政令市に指定	
6月		○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律公布
平成 8年 1月	○廃棄物対策審議会設置	
3月	○盛岡地区衛生処理組合生活排水処理基本計画策定	
	○盛岡市一般廃棄物処理基本計画改定	
10月	○盛岡市役所エコオフィスづくり行動計画策定	
平成 9年 4月	○環境部設置（環境課、清掃管理課、ごみ減量推進室、クリーンセンター建設推進室）	○新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法公布
6月		○環境影響評価法公布
11月	○県フロン回収等推進協議会に加入	○県フロン回収等推進協議会設立
12月	○国土利用計画盛岡市計画策定	
平成10年 3月	○環境基本条例公布	○県環境の保全及び創造に関する基本条例公布
	○クリーンセンター供用開始	
4月	○水質異常対策要領策定	
6月		○特定家庭用機器再商品化法公布
7月		○県環境影響評価条例公布
10月		○地球温暖化対策の推進に関する法律公布
平成11年 1月	○環境審議会設置	
3月	○岩手 I T S 推進連絡協議会に加入	○岩手 I T S（高度道路交通システム）推進連絡協議会設立
7月		○ダイオキシン類特別措置法公布
9月		○県「環境基本計画」策定
平成12年 3月	○環境基本計画策定	
5月	○盛岡市役所地球温暖化対策の推進実行計画策定（エコオフィスづくり行動計画の改定）	○建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律公布
		○国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）公布
6月		○循環型社会形成推進基本法公布
		○食品循環資源の再利用等に関する法律公布
		○資源の有効な利用の促進に関する法律公布

年月	盛岡市	国・岩手県
平成13年 6月 12月	○緑の基本計画策定	○県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例公布
平成14年 3月  6月 7月	○水道水源保護条例公布 ○都市計画マスタープラン策定 ○一般廃棄物処理基本計画改定 ○ごみ減量化行動計画改定	○地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律公布 ○使用済自動車の再資源化等に関する法律公布
平成15年 3月  4月		○国「循環型社会形成推進基本計画」策定 ○県新エネルギーの導入の促進及び省エネルギーの促進に関する条例公布 ○県循環型地域社会の形成に関する条例公布 ○県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例公布 ○県産業廃棄物税条例公布
平成16年 3月 平成17年 2月 4月 6月 7月	○新エネルギービジョン策定  ○ I E S 運用開始 ○盛岡市役所エコオフィス行動計画改定	○京都議定書発効  ○県「地球温暖化対策地域推進計画」策定
平成18年 1月 4月 8月	○ I E S 認証取得(本庁舎等 4 施設認証取得) ○玉山村と合併(玉山区設置) ○ I E S 導入部署拡大 ○ I E S 認証継続(15 施設認証拡大)	
平成19年 3月  8月	○盛岡市一般廃棄物処理基本計画改定 ○ごみ減量化行動計画改定 ○盛岡市環境基本計画改訂 ○ I E S 認証継続(玉山総合事務所・教育関連施設等認証拡大)	
平成20年 5月 6月		○エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律公布 ○地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律公布
平成22年 4月 平成23年 3月  8月	○盛岡市グリーンオフィス行動計画策定 ○盛岡市環境基本計画(第二次)策定 ○盛岡市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)策定	○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法公布
平成24年 3月	○もりおか30万人のごみ減量化行動計画策定 ○盛岡市一般廃棄物処理基本計画改定	



年月	盛岡市	国・岩手県
平成25年 6月		○フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律公布
11月		○農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律公布
平成26年 5月		○鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律公布
平成27年 7月	○盛岡市環境基本計画（第二次）改訂	
12月		○パリ協定採択
平成28年 1月	○盛岡市自然環境及び歴史的環境保全計画策定	
3月	○盛岡市農山漁村再生可能エネルギー法基本計画策定	
	○I E S運用終了	
4月	○玉山区制廃止	
	○盛岡市エコオフィスプラン策定	
5月		○国「地球温暖化対策計画」策定
11月		○パリ協定発効
平成29年 3月	○盛岡市一般廃棄物処理基本計画改定	
平成30年 3月	○盛岡市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）改定	
	○盛岡市木質バイオマス利用推進アクションプラン策定	
	○盛岡市災害廃棄物処理計画策定	
6月		○気候変動適応法交付
11月		○国「気候変動適応計画」策定
令和元年 5月		○食品ロスの削減の推進に関する法律公布
11月		○県「2050年温室効果ガス排出量の実質ゼロ」表明
12月		○県「海岸漂着物対策推進地域計画」策定
令和3年 3月	○盛岡市環境基本計画（第三次）策定	
	○盛岡市エコオフィスプラン改定	

# 盛岡市の環境保全に関する主な行政機構

(令和3年4月1日現在)

(専門機関)

## 盛岡市環境基本計画推進委員会

盛岡市環境基本計画及びその他環境の保全及び創造に係る重要事項に関する審査、調査、実施等のための専門機関

(専門委員等)

## 廃棄物不法投棄監視員 きれいなまち推進員

廃棄物の不法投棄の監視、情報の収集その他廃棄物の不法投棄の防止等に関する専門委員  
廃棄物の減量及び適正な処理等に係る連絡、周知及び指導その他清掃行政等の円滑な推進に関する専門委員

(附属機関)

## 盛岡市環境審議会 盛岡市廃棄物対策審議会 盛岡市農業振興対策協議会 盛岡市林業振興審議会 盛岡市水道水源保護審議会

環境の保全及び創造に関する重要事項に関する附属機関  
一般廃棄物の減量及び適正な処理並びに生活環境の清潔の保持に関する重要事項を調査審議  
総合的な農業施策の推進に関する重要事項を調査審議  
総合的な林業施策の推進に関する重要事項を調査審議  
水道水源の保護に関する事項を調査審議

(組織)

## 市長公室 — 企画調整課 総務部 — 管財課 財政部 — 契約検査課 市民部 — くらしの安全課

市行政の総合的企画、立案、推進、評価  
環境に配慮した庁舎管理  
グリーン購入の推進  
違法駐車防止

## 環境部 — 環境企画課 — 廃棄物対策課 — 資源循環推進課

環境行政の総合的企画及び調整、市環境基本計画の進行管理、盛岡市グリーンオフィス行動計画の進行管理、再生可能エネルギー・省エネルギー対策、地球温暖化防止、自然環境及び歴史的環境の保全、鳥獣保護、自然公園、大気、騒音、水質、悪臭、振動、土壌汚染、公害、環境学習の推進  
一般廃棄物の処理計画の策定及び推進、一般廃棄物処理業の許可等  
産業廃棄物処理業及び廃棄物処理施設設置の許可、廃棄物の適正処理指導等  
一般廃棄物の収集、適正処理指導、ごみ減量・資源再利用の推進等

## 商工労働部 — 経済企画課 — ものづくり推進課 農林部 — 農政課 — 林政課

商業振興対策  
工業振興対策  
土壤保全、農作業安全、農業用廃プラスチック適正処理、畜産関係環境保全、有害鳥獣対策  
造林、緑化、森林病害虫対策、治山事業、木材及び木材製品の利用促進

## 建設部 — 道路管理課 — 交通政策課 — 道路建設課 — 河川課 — 建築住宅課 都市整備部 — 都市計画課 — 公園みどり課 — 建築指導課 — 盛岡南整備課 — 市街地整備課 — 景観政策課 会計課

市道の管理・維持・補修  
公共交通施策、交通渋滞対策、放置自転車対策  
歩行者・自転車のための施策、空港・鉄道・新幹線  
市道整備の方策及び建設、自転車道の整備  
河川の改良及び維持管理  
公共建築物の設計・保全企画・市営住宅の建設及び維持管理  
都市計画区域等の決定  
公園及び緑地等の計画・維持管理、緑化の推進  
建設リサイクル、建設資材廃棄物の指導等、住宅の建設等の相談  
土地区画整理  
土地区画整理、既成市街地に係る再開発の指導等  
良好な景観形成  
グリーン購入の推進（事務用品）

## 上下水道部 — 給排水課 — 浄水課 — 下水道整備課 — 下水道施設管理課 — 玉山事務所 教育委員会 — 総務課 — 学校教育課 — 生涯学習課 — 歴史文化課

水洗便所・浄化槽の設置の相談  
水道水源保全、水道水源かん養林保全  
下水処理の企画及び調整、公共下水道・農業集落排水の設置等  
汚水処理の計画及び実施  
玉山区内の水洗便所設置の相談・公設浄化槽の設置等  
学校施設の建築・改修等  
環境教育・環境学習の推進等  
環境教育・環境学習の推進等  
天然記念物の保護管理、文化財の保存・活用、史跡の保護・復元、歴史・文化継承活動の支援

- 各行政機関及び施設等
- 都南総合支所
  - 玉山総合事務所
  - 保健所
  - 清掃関係
    - ・クリーンセンター
    - ・収集センター
    - ・リサイクルセンター
  - 中央卸売市場
  - 教育機関ほか
    - ・各公民館
    - ・各地区公民館
    - ・区界高原少年自然の家
    - ・子ども科学館
    - ・遺跡の学び館
    - ・動物公園